別紙１

仕様書

下関市勤労青少年ホームアスベスト含有分析調査業務（以下「業務」という。）は、この仕様書に基づき実施するものとする。なお、この仕様書は、業務の仕様を定めるものであるが、業務の受託者（以下「乙」という。）は、下関市（以下「甲」という。）が必要と認めた軽微な作業については、記載の有無にかかわらず、委託料の範囲内において実施することとする。

１．業務場所

下関市勤労青少年ホーム　（下関市彦島老の山公園１－１）

２．業務対象場所及び検体数

別添１　調査場所のとおり

検体数９４

３．業務の内容

（１）試料採取

試料は、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（第２版）」（令和４年３月厚生労働省）（以下「マニュアル」という。）に基づき採取すること。

試料採取にあたっては、所要の防護対策を講じること。

試料採取にあたっては、周囲へ石綿粉じん等が飛散しないよう粉じん飛散防止材を噴霧する、採取個所に硬化剤を噴霧する等適切な措置を講ずること。

また、試料採取により仕上げ材の一部に欠損が生じる場合は、現場の状況に応じ、床・壁についてはモルタル、天井ボード類についてはパテやビニルテープ等を用いて補修すること。

試料採取を行う技術者には、「建築物石綿含有建材調査者」の資格を有する者を充てること。

各検体の採取場所は人目の高さ等は避け、端の方等、目立たない所からの採取に努めること。

（２）分析

アスベスト含有率の分析方法は、ＪＩＳ　Ａ　１４８１-１に基づく定性分析及びマニュアルに基づくアスベスト質量分率の推定を行う。

（３）分析結果の報告

分析調査が判明次第、速報を、完成報告書に先立ち下関市に結果を報告すること。

４．委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

５．業務仕様

業務の遂行にあたっては、建築基準法ほか関係法令を遵守するものとする。なお、不明な点については事前に甲と協議し承認を得るものとする。

６．提出書類

（１）分析調査後における報告書（速報）

（２）完成後に完成報告書（業務写真、分析結果報告書）及びその他甲の指示するもの。

７．現場・安全管理

（１）業務受注後、速やかに現地調査を行い、早期着手、完了に努めること。

（２）業務の実施日については、下関市産業立地・就業支援課（以下「所管課」という。）と協議の上、決定すること。

（３）業務箇所における事故および災害防止の措置を確実に講じること。

（４）事故または災害が発生した場合は、最善の応急処置を講じると共に、直ちに甲および関係官公署に報告すること。

（５）業務発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、甲と協議しなければならない。

（６）業務中の立会検査は、甲の指示によるものとすること。

８．その他

下記の特記事項を守ること。

（１）別添３「特記仕様書（環境編簡易）」

（２）別添４「個人情報取扱特記事項」

（３）別添５「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」